

高岡市賑わい集積開業等支援事業補助金交付要綱

令和6年10月3日

(趣旨)

第1条 この要綱は、意欲ある出店者を資金面・経営面でサポートし、商業機能の充実による「賑わいの核づくり」を推進するため、高岡市賑わい集積開業等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中心市街地 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第2条に規定する区域として、市長が別に定める区域をいう。

(2) 観光地周辺区域 次に掲げる本市の観光資源が存する観光地の周辺の区域として、市長が別に定める区域をいう。

ア 瑞龍寺、八丁道及び前田利長墓所

イ 高岡大仏

ウ 山町筋

エ 金屋町

オ 勝興寺

カ 雨晴海岸

キ 瑞龍寺道

ク 吉久

(3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

(4) 常勤雇用者 補助を受けようとする店舗において週20時間以上勤務する雇用主及び雇用保険の適用要件を満たしている従業員をいう。

(5) 一般業種を営む店舗 日本標準産業分類（平成26年4月1日施行）における小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉に該当し、賑わいづくりに適するものとして市長が認める業を営む店舗をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種その他市長が不適当と認める業を営む店舗を除く。

- (6) 観光地対象業種を営む店舗 前号のうち、日本標準産業分類（平成26年4月1日施行）における小売業、飲食サービス業に該当する業種を営む店舗をいう。
- (7) 生鮮3品を販売する店舗 前号のうち、青果、鮮魚若しくは精肉のいずれか又は全てを主たる商品として販売する店舗をいう。
- (8) オフィス 事業所又は学習塾・教室など利用者が特定される店舗のうち、開業後3箇月以内に常勤雇用者が2人以上在籍する店舗をいう。
- (9) 大型商業施設 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項で定める大規模小売店舗で、同条第1項で定める店舗面積がおおむね3,000平方メートル以上のもの又は過去に当該大規模小売店舗として設置された施設で、中心市街地内にあるものをいう。
- (10) 既存店舗 10年以上継続して営業している一般業種を営む店舗をいう。
- (11) 空き店舗 入居のない状態が1箇月以上継続している市内に存する店舗又は建物の全部若しくは一部が事業所の用に供することができるものとして、市長が認めるものをいう。
- (12) 空き地 利用のない状態が1箇月以上継続している市内に存する土地で、当該土地の取得後、速やかに店舗又は事業所の開業が可能な建物の建設が見込まれるものとして、市長が認めるものをいう。
- (13) 改装 店舗を開業し、又は現に営業する者が行う工事で、壁面、可動できない設備等店舗の内装の整備に係るもの及び玄関、ショーウィンドウ、可動できない店舗看板等店舗の外観の整備に係るものをいう。
- (14) 改修 店舗の所有者が行う工事で、屋根、躯体等構造物の維持修繕に係るものをいう。
- (15) 商店街 小売業やサービス業等を営む店舗等が主体となって地域的集積を形成し、何らかの組織を形成しているものをいう。
- (16) 商店会 市内の商店街に係る団体で次に掲げるものをいう。
- ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合
- ウ 主として小売業又はサービス業に属する事業を営むものにより組織されている団体で、市長が適当と認める団体

(17) 賃借料等 大型商業施設に存する店舗を賃借する者が負担する賃借料及び共益費並びに商店会に納める負担金をいう。

(18) 備品 国税庁が定める耐用年数が5年以上の器具・備品をいう。

(19) 都市機能誘導区域 高岡市立地適正化計画（平成30年12月策定）に規定する区域として、市長が別に定める区域をいう。ただし、広域都市拠点を除く。

（対象となる店舗）

第3条 補助金の交付の対象となる店舗は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般業種を営む店舗のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 商店街により形成される区域内又は市長が別に定める重点支援区域で中小企業者が営業するもの

イ 大型商業施設内にあるもの

(2) 観光地対象業種を営む店舗のうち、観光地周辺区域で中小企業者が営業するもの

(3) 生鮮3品を販売する店舗のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 高岡市住生活基本計画（平成30年3月策定）に定めるまちなか区域内で中小企業者が営業するもの

イ 大型商業施設内にあるもの

(4) オフィスのうち、次のいずれかに該当するもの

ア 中心市街地内にあるもの

イ 大型商業施設内にあるもの

(5) 商店街により形成される区域に存する既存店舗

(6) 大型商業施設

2 前項各号に掲げる補助金の交付の対象となる店舗は、日中の営業行為を主とする店舗に限る。

（補助金の交付）

第4条 市長は、補助金の交付を受けようとする者のうち、次に掲げる要件をいずれも満たす者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(1) 市町村税（特別区税を含む。）の滞納が無いこと。

(2) 同一の補助の対象となる経費について本市が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。

(3) 商店会への加盟について、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める要件を満たすこと。

ア 次に掲げる店舗（既存店舗を除く） 商店街により形成される区域においては、商店会に加盟していることとし、それ以外の区域においては、商工会議所もしくは商工会に加盟していること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

（ア） 重点支援区域内に存する店舗

（イ） 大型商業施設内に存する店舗

（ウ） 生鮮３品を販売する店舗

（エ） オフィス

（オ） 観光地周辺区域に存する観光地対象業種を営む店舗

イ ア以外の店舗 商店会に加盟していること。

（対象となる事業）

第５条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

（１） 第３条第１項第１号から第４号までに掲げる店舗（以下「一般店舗等」という。）を開業するために行う次に掲げる事業

ア 空き店舗の賃借及び改装（改装のみは除く。）

イ 一般店舗等の入居を目的とし、次号アからウまでに掲げる事業を実施したテナントの賃借及び改装（改装のみは除く。）

（２） 一般店舗等を開業するため又は一般店舗等の入居を目的としたテナント業のために行う次に掲げる事業

ア 空き店舗の取得、改修及び改装（改修又は改装のみは除く。）

イ 空き地の取得又は賃借かつ当該空き地への店舗の建設

ウ 中心市街地及び観光地周辺における、自己が所有する空き店舗の改修

（３） 中心市街地及び都市機能誘導区域における既存店舗の改修

（４） １０年以上継続して営業している大型商業施設の改修

（５） 中心市街地におけるアーケード撤去等の工事に伴う一般店舗等の改装又は改修

（補助対象事業等）

第６条 補助金の交付の対象となる事業区分ごとの対象経費、補助率、限度額及び交付要件は、別表のとおりとする。

（事業計画の認定）

第７条 補助金の交付を受けようとする者は、高岡市販わい集積開業等支援事業計画認定申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、事業

計画の認定を受けなければならない。

- (1) 納期が到来した市町村税（特別区税を含む。）の完納を証する書類
- (2) 第5条第1号に掲げる事業のうち、賃借料等の補助金の交付を受けようとする者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 賃借する店舗の位置図
 - イ 賃借する店舗の入居前写真
 - ウ 賃貸借契約書の写し
 - エ 店舗営業に係る事業計画書及び資金計画書
- (3) 第5条第1号に掲げる事業のうち、改装費の補助金の交付を受けようとする者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 改装する店舗の位置図及び施工計画図面
 - イ 改装する店舗の施工前写真
 - ウ 改装する店舗の工事に係る見積書の写し
 - エ 工程表及び事業計画書
 - オ 店舗営業に係る事業計画書及び資金計画書
 - カ その他、備品を新たに整備する費用に係る見積書の写し、雇用計画書など、必要となる書類
- (4) 第5条第2号ア又はイに掲げる事業にあつては、次に掲げる書類
 - ア 位置図及び施工計画図面
 - イ 取得又は建設前における写真
 - ウ 取得又は建設前における登記事項証明書及び取得に係る売買契約書の写し若しくは取得又は建設に関する基本合意書等
 - エ 工事に係る見積書の写し
 - オ 工程表及び事業計画書
 - カ 店舗営業に係る事業計画書及び資金計画書
- (5) 第5条第2号ウ、第3号又は第5号に掲げる事業にあつては、次に掲げる書類
 - ア 改修する店舗の位置図及び施工計画図面
 - イ 改修する店舗の施工前写真
 - ウ 改修する店舗の工事に係る見積書の写し
 - エ 工程表及び事業計画書
 - オ 店舗営業に係る事業計画書及び資金計画書（テナント業のみを行う者は除

く。)

(6) 商店街により形成される区域において営業をする場合にあっては、商店会に属していることを証明する書類。それ以外の区域においては、商工会議所又は商工会に加盟していることを証明する書類

(7) 既存店舗の営業者にあっては、10年以上商店会に属していることを証明する書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 市長は、事業計画の認定の申請があったときは、必要に応じて実地調査を行い、事業計画の認定の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により事業計画の認定をしたときは、高岡市賑わい集積開業等支援事業計画認定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第8条 事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに高岡市賑わい集積開業等支援事業変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、事業計画の変更の申請があったときは、必要に応じて実地調査を行い、事業計画の変更の承認の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により事業計画の変更の承認をしたときは、高岡市賑わい集積開業等支援事業計画変更承認通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 認定事業者が補助金の交付を受けようとするときは、高岡市賑わい集積開業等支援事業補助金交付申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 第5条第1号に掲げる事業のうち、賃借料等の補助金を受ける者にあつては、次に掲げる書類

ア 賃貸借契約書の写し

イ 領収書の写し

ウ 開業後の写真

エ 事業報告書

オ 雇用保険被保険者資格等確認通知書の写し（オフィスを開業する者に限

る。)

カ オの提出が困難な場合、出勤簿の写し又は賃金台帳の写し

(2) 前号以外の事業にあっては、次に掲げる書類

ア 改装、改修、備品又は建設の工事に係る見積書の写し

イ 改装、改修、備品又は建設の工事に係る施工後写真

ウ 改装、改修、備品又は建設の工事に係る領収書の写し

エ 事業報告書（テナント業のみを行う者は除く。）

オ 雇用保険被保険者資格等確認通知書の写し（オフィスを開業する者、及び常勤雇用者を雇用した者に限る。ただし、テナント業のみを行う者は除く。）

カ オの提出が困難な場合、出勤簿の写し又は賃金台帳の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付の申請があったときは、必要に応じて実地調査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、高岡市賑わい集積開業等支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第6号）により当該申請をした者に、通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長が指定する期日までに高岡市賑わい集積開業等支援事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、高岡市賑わい集積開業等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受ける者としての信用を失する行為を行ったとき。

(3) 補助金の受給時において、第5条又は別表に規定する補助要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対してその全部又は一部を返還させることができる。

（事業の報告の徴収等）

第12条 市長は、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 補助事業者は、前項に規定する報告又は調査の要求があった場合には、速やかに応じなければならない。

(届出)

第13条 補助事業者は、やむを得ない事情により事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和5年度及び令和6年度分の補助金に関する特例)

2 令和5年度及び令和6年度分の補助金に限り、第6条に規定する事業区分ごとの対象経費、補助率、限度額及び交付要件は、別表2のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、令和6年10月3日以後に事業計画の認定申請する補助金については、第6条に規定する事業区分ごとの対象経費、補助率、限度額及び交付要件は、別表3のとおりとする。

4 令和5年度及び令和6年度分の補助金（令和6年10月3日以後に事業計画の認定申請する補助金に限る。）に限り、第2条第17号中「大型商業施設に存する店舗を賃借する者が負担する賃借料及び共益費並びに商店会に納める負担金」とあるのは「重点支援区域内に存する店舗のうち賃借面積が250㎡以上で常勤従業員数が4人以上の店舗及び大型商業施設に存する店舗を賃借する者が負担する賃借料及び共益費並びに商店会に納める負担金」とする。

5 第3条第1項第5号及び第5条第3号の規定にかかわらず、令和5年度及び令和6年度分の補助金に限り、既存店舗の改修の補助対象に、観光地周辺区域（勝興寺及び吉久に限る。）を含めるものとする。

6 第5条の規定にかかわらず、令和5年度及び令和6年度分の補助金に限り、補助金の交付の対象となる事業に、現に賃借により一般店舗等を営業する者による当該店舗の取得を追加するものとする。

- 7 令和 5 年度及び令和 6 年度分の補助金の特例は、当該期間中に補助金の交付決定がなされたものに適用するものとする。
- 8 令和 5 年度及び令和 6 年度分の補助金の特例の適用を受ける者で、令和 6 年能登半島地震により被災した者又は市外から移転した者として特例の適用を受ける者にあつては、第 7 条に規定する提出書類に加えて、次の各号に規定する書類を提出するものとする。
- (1) 令和 6 年能登半島地震により被災した者 被災したことを証明する書類（罹災証明書等、被災したことが確認できる書類）
- (2) 市外からの転入者（令和 6 年 1 月 1 日以降に市外から本市に転入した者に限る。） 本市に転入後の戸籍の附票
（令和 7 年度及び令和 8 年度分の補助金に関する特例）
- 9 令和 7 年度及び令和 8 年度分の補助金に限り、第 6 条に規定する事業区分ごとの対象経費、補助率、限度額及び交付要件は、別表 3 のとおりとする。
- 10 令和 7 年度及び令和 8 年度分の補助金に限り、第 2 条第 17 号中「大型商業施設に存する店舗を賃借する者が負担する賃借料及び共益費並びに商店会に納める負担金」とあるのは「重点支援区域内に存する店舗のうち賃借面積が 250㎡以上で常勤従業員数が 4 人以上の店舗及び大型商業施設に存する店舗を賃借する者が負担する賃借料及び共益費並びに商店会に納める負担金」とする。
- 11 第 3 条第 1 項第 5 号及び第 5 条第 3 号の規定にかかわらず、令和 7 年度及び令和 8 年度分の補助金に限り、既存店舗の改修の補助対象に、観光地周辺区域（勝興寺及び吉久に限る。）を含めるものとする。
- 12 第 5 条の規定にかかわらず、令和 7 年度及び令和 8 年度分の補助金に限り、補助金の交付の対象となる事業に、現に賃借により一般店舗等を営業する者による当該店舗の取得を追加するものとする。
- 13 令和 7 年度及び令和 8 年度分の補助金の特例は、当該期間中に補助金の交付決定がなされたものに適用するものとする。
- 14 令和 7 年度及び令和 8 年度分の補助金の特例の適用を受ける者で、令和 6 年能登半島地震により被災した者又は市外から移転した者として特例の適用を受ける者にあつては、第 7 条に規定する提出書類に加えて、次の各号に規定する書類を提出するものとする。
- (1) 令和 6 年能登半島地震により被災した者 被災したことを証明する書類（罹災証明書等、被災したことが確認できる書類）
- (2) 市外からの転入者（令和 6 年 1 月 1 日以降に市外から本市に転入した者に限る。） 本市に転入後の戸籍の附票

(この要綱の失効)

15 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(要綱の失効に伴う経過措置)

16 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき補助金の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 22 日から施行し、改正後の高岡市賑わい集積開業等支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 3 日から施行する。